

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性を高め、より公正性・効率性・健全性を追求すべく、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。株主、顧客・取引先、従業員などの全てのステークホルダーに評価され、企業価値を高めることを目的としてコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

1. 体制の概要

当社では、原則1ヵ月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しています。取締役会では、法令または定款に定める事項のほか、基本的な営業方針、全社的な長期計画、短期計画の樹立決定、業績の検討などを行っております。さらに、取締役の業務分担ならびに他社の代表取締役兼務などを決議しております。また、意志決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役全員で構成される経営会議を原則毎週開催し、取締役会決定の基本方針に基づき全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあっております。さらに、経営会議に付議される重要案件を事前に審議するため、案件審議会を毎週開催しているほか、平成20年7月には執行役員制度を導入いたしました。

取締役の任期は、経営環境の変化に適切に対応するため1年としております。

また、当社は監査役会設置会社となっており、監査役・監査役会が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制としております。社外監査役3名を含む4名の監査役は、取締役および従業員から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会に加え、経営会議、案件審議会、危機管理・コンプライアンス委員会、内部統制委員会、その他重要会議または委員会に出席し、取締役の職務執行を監査する体制としております。

2. 企業グループとしての取組

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、当社が経営権を有する子会社・関連会社については、原則、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、事前に協議のうえ当社の承認を得る体制としております。当社に経営の主導権のない関連会社については、原則、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、事前に社内承認を得る体制としております。

年に数回、適宜、関係会社のトップマネジメントが集まり、当社グループ全体のグループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。

当社「危機管理・コンプライアンス委員会」がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,298,162	3.14
農林中央金庫	12,460,311	2.94
三井住友海上火災保険株式会社	11,613,000	2.74
東京海上日動火災保険株式会社	11,612,116	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,278,000	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,202,000	1.94
兼松日産農林株式会社	6,239,050	1.47
大王製紙株式会社	4,510,048	1.06
日本証券金融株式会社	3,687,000	0.87
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223	3,604,830	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

卸売業

業種	
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループでは、兼松エレクトロニクス株式会社が財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社のうち証券取引所に上場している会社に該当します。同社の経営に関しては、その自主性を尊重し、あくまで株主としての地位、権限の範囲内で、各種案件に対し助言し、重要事項についてのみ事前に社内承認を得る体制としております。

また、同社及び同社の子会社、関連会社との間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換することにより、同社及び子会社等の独立性を十分確保する体制を構築しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	0名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	0名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける体制となっております。また、定期的に会計監査の実施状況や会社の業績、財政状態に影響を与える事項、課題についての意見交換を実施することで、情報の共有化を図っております。

なお、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の事前承認を要するものとしております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門である監査室の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べるすることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べるすることができます。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況

内部監査部門である監査室は、会計監査人と内部統制評価などを通じて、相互に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
新納 善郎	他の会社の出身者				○				○	
山田 洋之助	弁護士				○				○	○
平井 豊	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
新納 善郎		カネヨウ株式会社 監査役	金融機関における長年の経験・知識と、財務および会計に関する知見に基づき、監査を行っていただいております。 同氏と当社間に特別の利害関係はなく、平成18年6月に当社監査役に就任以後、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たしていることなどから、独立性を保っていると判断しております。
山田 洋之助	○	三菱倉庫株式会社 監査役 当社と訴訟委任契約を締結しております。	弁護士としての豊富な経験・知見と高い見識に基づき、監査を行っていただいております。 同氏と当社間に特別の利害関係はありません。同氏は弁護士として当社関係会社からの法律顧問および訴訟委任を受託しており、顧問料および訴訟委任については一般的な弁護士報酬をベースに報酬額を決定しております。 平成18年6月に当社監査役に就任以後、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たしていることなどから、独立性を保っていると判断しております。 【独立役員の指定について】 同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、平成23年5月9日開催の取締役会において独立役員に指定することを決議いたしました。
平井 豊	○	株式会社ダイフク 取締役副社長	企業経営における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の監査を行っていただくため、平成23年6月23日付にて当社監査役に就任いたしました。 同氏と当社間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外監査役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。 【独立役員の指定について】 同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、平成23年5月9日開催の取締役会において独立役員に指定することを決議いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は構造改革以降、無配を継続しているため、取締役へのインセンティブより株主様への還元を優先的に考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役・監査役・社外役員のそれぞれについて、支給人員と総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の総額は、株主総会において決議し、各個人への配分については、取締役は取締役会、監査役は監査役会にて決定することとしております。

平成22年度に係る役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数は、以下のとおりです。

役員区分 / 対象員数 / 基本報酬 / 退職慰労金 / 報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く) / 12人 / 141百万円 / 10百万円 / 152百万円

監査役(社外監査役を除く) / 1人 / 7百万円 / 1百万円 / 8百万円

社外役員 / 3人 / 14百万円 / 2百万円 / 16百万円

(注)1. 株主総会決議による取締役の報酬額は月額25百万円以内であります。(平成15年6月27日定時株主総会決議)

株主総会決議による監査役の報酬額は月額7百万円以内であります。(平成6年6月29日定時株主総会決議)

2. 上記には平成22年6月24日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の情報収集や監査業務を円滑かつ効率的に行うために、監査役の出席する会議、委員会の資料や申請書は事前に配布し、十分準備の整う体制を確保しております。また、社外監査役は、取締役会の他に毎週開催される経営会議にも出席し、事前に配布される資料、会議における意思決定のプロセスなどを通じて、監査に必要な情報の収集が図られております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 当社では、原則1ヶ月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しています。取締役会では、法令または定款に定める事項のほか、基本的な営業方針、全社的な長期計画、短期計画の決定、業績の検討などを行っております。さらに、取締役の業務分担ならびに他社の代表取締役業務などを決議しております。
2. また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役全員で構成される経営会議を原則毎週開催し、取締役会決定の基本方針に基づき全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあっております。
3. また、経営会議に付議される重要案件を事前に審議するため、案件審議会を毎週開催しているほか、平成20年7月には執行役員制度を導入いたしました。
4. 取締役の任期は、経営環境の変化に適切に対応するため1年としております。
5. なお、当社は監査役会設置会社となっており、監査役・監査役会が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制としております。社外監査役3名を含む4名の監査役は、取締役および従業員から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会に加え、経営会議、案件審議会、危機管理・コンプライアンス委員会、内部統制委員会、その他重要会議または委員会に出席し、取締役の職務執行を監査する体制としております。
6. 会計監査人には、あらた監査法人を選任しており、平成22年度において会計監査業務を執行したあらた監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。
 - ・業務を執行した公認会計士の氏名： 指定社員 業務執行社員 小澤元秀、指定社員 業務執行社員 目黒高三
 - ・会計監査業務に係る補助者の構成： 公認会計士7名、会計士補等11名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、取締役および執行役員による業務執行を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、監査役4名中のうち3名を社外監査役とすることで経営への監視・監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視・監督の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視・監督機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月開催の定時株主総会に関しては、法廷の2週間(14日)前に対し、22日前に招集通知を発送いたしました。今後も早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、集中日を回避し早期に設定しております。
その他	招集通知および決議通知を当社ホームページにて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、第2四半期および通期の年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しており、決算内容のご説明以外に、事業内容等のご説明も行っております。また、中期経営計画等、事業戦略に関する説明会も開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、株主・投資家様向けのサイトを設けております。決算短信、有価証券報告書、アナリスト・投資家向け説明会のご説明資料、アニュアルレポートを掲載しております。また、適時開示資料やプレスリリースをした事項につきましても、タイムリーに掲載するよう努めております。その他、過去5年間の業績をまとめた財務ハイライトやIRカレンダー、株価情報も掲載しております。 また、株主様向けの情報として、株主総会に関するお知らせ、株式事務に関するお知らせやお問合せ先を掲載しております。 当社のホームページアドレスは次のとおりです。 http://www.kanematsu.co.jp/ir	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部広報室にIR専任担当者を設置しております。IR活動に際しては、主計部、財務部など関係各部署の協力体制のもと行っております。	
その他	アナリスト・機関投資家とのミーティングも積極的に実施し、ご説明や質疑応答を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動については、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを整備し、環境活動の機軸と位置づけ、環境への取組を推進しております。当社の環境マネジメントシステムは、オフィス業務活動における環境管理の徹底と、商社としての特徴を活かし、環境の維持・改善に資する製品の仕入・販売・その他の事業活動を通じ、地球環境の維持・改善に寄与することに焦点をあてております。また、内外のネットワークを活かし、環境関連商品の販売・普及による貢献にも努めております。</p> <p>また、企業の社会的責任(CSR)を重視する当社の経営姿勢を一層明確にすべく、社内横断的なCSR委員会を設置しており、人事総務部内に設置されたCSR推進室を専任部署として取り組みを強化しております。社会貢献、コンプライアンス、環境保全などCSRを巡る様々な課題に対して、必要に応じて全社的な活動方針を立案し、CSR推進に関するPDCAサイクルの強化を図っております。</p>

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループに内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性・事業活動に係る法令等の遵守・資産の保全を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下のとおり、内部統制システムを構築しております。

- ・情報管理につきましては、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約書および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定めております。また、会社の重要な資産としての情報安全管理、個人情報保護などコンプライアンスとしての情報安全管理を目的として、社内ネットワーク利用規定を定め情報セキュリティの強化を図っております。
- ・業務上発生しうるリスクに対しては、職務権限規定に基づきそれぞれの担当部署が、社内規定や施行細則、業務のしおりを策定、研修などを通じて周知徹底を図っております。また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクのコントロールを行っております。ビジネスリスクに関する判断・決定については、職務権限規定に基づいた体制を構築しており、主要な投融资の実行・継続・撤退等については案件審議会で、各種リスクの見地から総合的な検討を行っております。
- ・財務報告に係る内部統制については、当社グループの内部統制システムの構築をより有効かつ効率的に進めるため、内部統制委員会を設置しております。また、前期より適用された金融商品取引法に定める内部統制報告制度を踏まえ、平成19年4月に策定した「当社グループの内部統制取り組み方針」(J-SOX実行プラン)に則り、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の整備・運用・評価・改善を行っております。なお、評価については、独立した評価部門である監査室が担当し、全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの評価を実施いたしました。その結果重要な欠陥は存在せず、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効との評価を行っております。
- ・コンプライアンスについては、企業の法令遵守の重要性に鑑み、危機管理・コンプライアンス委員会を設置し、社内コンプライアンス体制の強化を図っております。具体的事例による対応策を盛り込んだコンプライアンスハンドブックを整備し、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底しております。また、危機管理・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入しており、ホットライン運用規定を制定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除については、当社では行動基準のひとつに「反社会的勢力には毅然とした態度で臨むとともに、利益供与は一切行わない」ことを掲げております。また、反社会的勢力排除に向けて、警視庁管内特殊暴力防止対策委員会に所属し情報を共有することにより平素から連携を密にし、さらに反社会勢力より不当な要求を受けた場合に備えて、人事総務部を全社的対応・情報集約部署と位置付け、警察や弁護士等の外部機関と連携して対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 会社情報の適時開示についての基本方針

当社では、株主および従業員のみならずお取引先等を含むすべてのステークホルダーや、機関投資家、アナリスト、マスコミなどに対し、迅速かつ的確に情報開示を行い経営の透明性を向上させることが経営の責務であると認識しており、以下のとおり適時開示情報を取り扱っております。

2. 会社情報の集約・管理

- ・会社情報とは、決定事項に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報を言います。
- ・会社情報の集約・管理は、原則企画部が行い、企画部広報室が開示を担当しております。
- ・会社情報については、当該情報担当部署あるいは連結子会社の情報集約部署から、企画部が報告を受けます。
- ・報告を受けた企画部は、経営トップ、情報取扱責任者及び関係者に報告し情報の共有化を図るとともに、内部情報管理を徹底し、適宜人事総務部と連携して「内部情報管理およびインサイダー取引規制に関する規定」に基づきグループ全体を通じたインサイダー取引の防止を図ります。

3. 適時開示の判定

- ・情報の重要性の判断及び適時開示の要否は、開示規則（東京証券取引所の適時開示規則、金融商品取引法等）に則り、企画部を中心に、財務部、主計部、審査法務部、当該案件担当部門等で協議・検討し決定いたします。
- ・併せて、会計監査人、弁護士、幹事証券会社によるアドバイス等を受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

4. 適時開示

- ・決定事項及び決算情報等については取締役会等での承認後遅滞無く、また発生事実については発生後遅滞無く、企画部広報室が情報開示しております。
- ・開示は、東京証券取引所でのTDnet登録、記者クラブへの資料投函、自社ホームページへの掲載等により行なっております。

【参考資料】 コーポレート・ガバナンス体制の模式図（平成 23 年 6 月 23 日現在）

